

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

市では、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「花巻市地域福祉計画」、  
「花巻市障がい者計画」及び「健康はなまき21プラン」、平成21年度から平成23年度  
を計画期間とする「第2期障害福祉計画」及び「花巻市高齢者いきいきプラン」、そして平  
成22年度から平成26年度を計画期間とする「花巻市次世代育成支援後期行動計画」を  
策定し、それぞれの分野ごとに施策を推進してきました。

しかしながら今日、少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化が進み、保健福祉  
に関わる課題は複雑化してきており、的確に対応していくためには、それぞれの分野が相  
互に連携し、総合的に施策展開を行うことが大変重要となっています。

このようなことから、「花巻市保健福祉総合計画」は既に策定した計画とも整合を図りな  
がら、保健福祉の総合的な計画書として策定するものです。

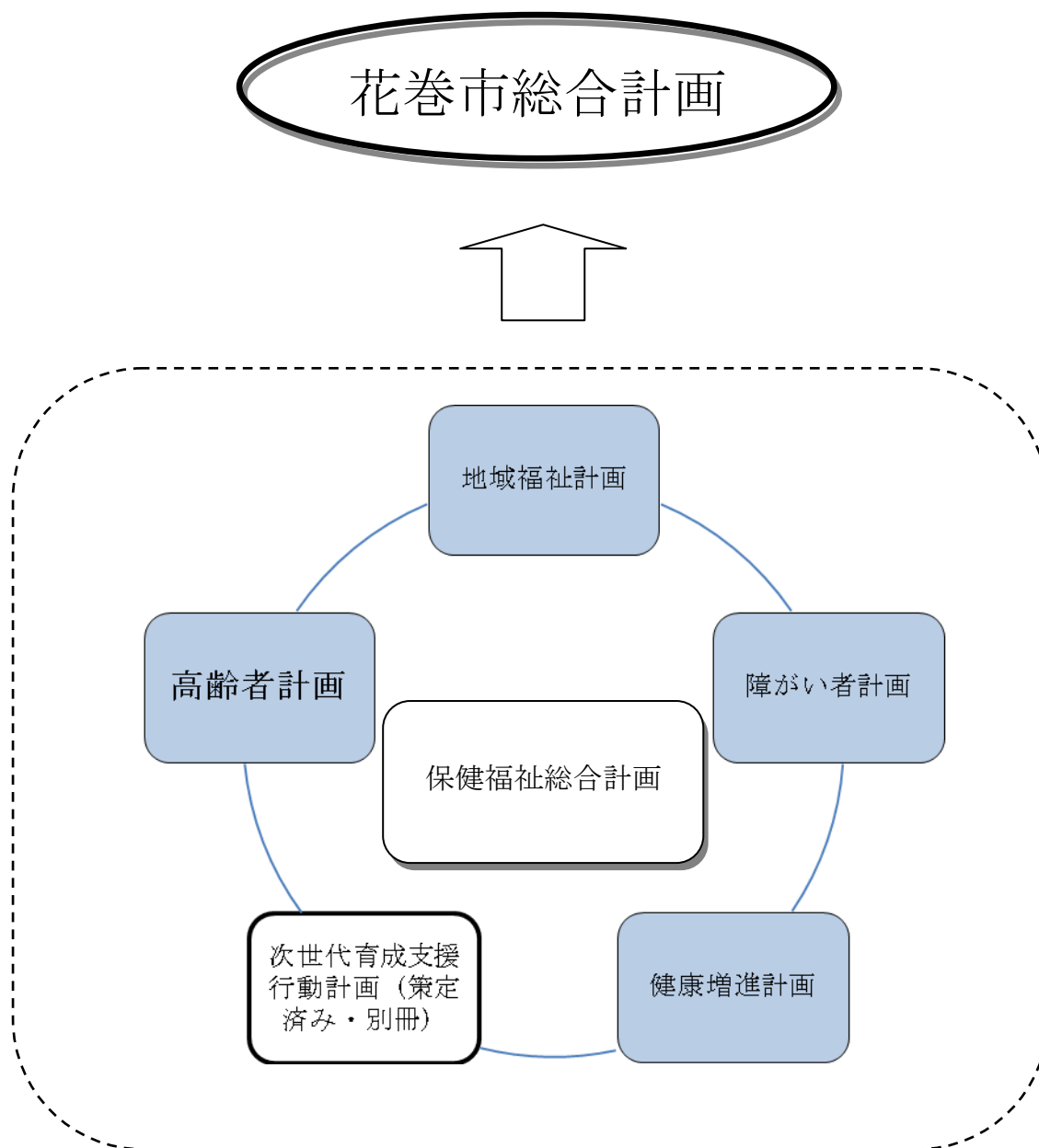
### 2 計画の位置づけ

「花巻市保健福祉総合計画」は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉  
計画」、障害者基本法第9条第3項に規定される「市町村障害者計画」、健康増進法第8条  
第2項に規定される「市町村健康増進計画」を内容に含むものとして位置づけられます。

### 3 計画期間

今回策定した計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間としま  
す。

ただし、保健福祉を取り巻く状況の変化などにより、見直しが必要な場合には計画期間  
の終了を待たずに改定を行うこともあります。



※高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画、健康増進計画アクションプランは別冊

## 4 計画策定の取組み

### (1) 策定組織

#### ①花巻市保健福祉総合計画策定委員会

花巻市保健福祉総合計画の策定にあたり、学識経験者、保健福祉関係団体及び地域団体の代表者で構成する策定委員会を設置しました。

#### ②花巻市保健福祉総合計画策定委員会専門部会

部門別に専門的な検討を行うため、学識経験者、保健福祉関係団体及び地域団体等の代表者で構成する、高齢者専門部会・障がい者専門部会・児童専門部会・保健専門部会を設置しました。

#### ③花巻市保健福祉総合計画推進庁内連絡会

事務レベルでの検討、調整を行うため、事務担当者による庁内連絡会を設置しました。

### (2) 策定までの取組み

#### ①アンケート調査

「日常生活圏域ニーズ調査」、「障がい福祉アンケート」、「健康づくりに関するアンケート」の3種類のアンケートを実施しました。(調査結果の概要は、別冊)

#### ②意見聴取

「地域福祉」に関するご意見をいただくため、関係団体の方々による意見聴取会を4回開催しました。(概要は、別冊)

#### ③パブリックコメント\*

平成23年12月27日から平成24年1月26日まで広く市民から意見の募集を行いました。

パブリックコメント…基本的な計画などを策定する場合に、事前に内容を公表して市民からご意見を募集する手

続き